

一般社団法人 日本作業療法士協会  
賛助会員規程

昭和 57 年 3 月 14 日  
平成 5 年 6 月 9 日

(賛助会員)

第 1 条 一般社団法人日本作業療法士協会定款第 5 条第 2 号及び第 6 条第 2 項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、施行規則別記第 2 号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員を A 会員、B 会員、C 会員に区分し、会費を次のとおりとする。

A 会員 年額 20 万円以上 (1 口 1 万円で 20 口以上)

B 会員 年額 10 万円以上 (1 口 1 万円で 10 口以上)

C 会員 年額 2 万円以上 (1 口 1 万円で 2 口以上)

2. 会費の納入は原則として、当該年度の 6 月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第 3 条 賛助会員である個人及び法人は、次の特典を受けることができる。

(1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

(2) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、次の展示空間を無償で利用することができる。

A 会員 2 展示区分

B 会員 1 展示区分

但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(3) 本会が発行する会員名簿に、事務所、営業所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。

(4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

A 会員 5 割引

B 会員 3 割引

C 会員 1 割引

(募金の制限)

第 4 条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成5年7月1日から一部改正により施行する。